



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月29日（火） 第10129号

目次

	ページ
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	2
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計管理課）	3
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	8
○都市計画墓園の変更に係る縦覧（都市計画課）	9
選挙管理委員会告示	
○参議院群馬県選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	9
○政治団体の名称等	10
○政治団体の異動事項	11
○政治団体の解散届出	12
○資金管理団体の名称の一部訂正	12
○資金管理団体の異動事項	13
○資金管理団体の指定の取消し等	13
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（病院局経営戦略課）	13
落 札	
○落札者等の決定（教育委員会管理課）	15

■ 告 示

◎群馬県告示第232号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年8月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 藤岡市及び多野郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和5年10月17日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	上野村役場
令和5年10月18日	午前10時～午前12時	神流町こいこいあいランド会館
令和5年10月18日	午後1時30分～午後3時 30分	神流町中里合同庁舎
令和5年10月20日	午前10時～午前12時	藤岡市地域づくりセンター神流 （旧神流公民館）
令和5年10月20日	午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター小野 （旧小野公民館）
令和5年10月23日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター美土里 （旧美土里公民館）
令和5年10月24日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市役所 鬼石総合支所
令和5年10月30日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター美九里 （旧美九里公民館）
令和5年11月1日	午前10時～午前11時30分	藤岡市地域づくりセンター日野 （旧日野公民館）
令和5年11月1日	午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター平井 （旧平井公民館）
令和5年11月2日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市役所 車庫棟
令和5年11月6日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター藤岡 （旧藤岡公民館）
令和5年11月7日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	藤岡市地域づくりセンター藤岡 （旧藤岡公民館）

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第233号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和5年10月2日から施行する。

なお、令和5年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和5年群馬県告示第66号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和5年8月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器 ^{じやう} 、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車、その他特種用途自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器 ^{ちゆう}	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、そ

		他の厨房機器
	食料品	食料品、お茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内、コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理

クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒	
廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理	
運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務	
情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理	
検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査	
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作	
研修・講習	研修・講習	
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理	
人材派遣	労働者派遣	
リース・レンタル	事務用機器（リース）、情報機器（リース）、産業・建設機器（リース）、医療機器（リース）、ボイラー機器（リース）、電算システム（リース）、自動車（リース）、イベント用品（リース）、動植物（リース）、その他（リース）、事務用機器（レンタル）、情報機器（レンタル）、産業・建設機器（レンタル）、医療機器（レンタル）、ボイラー機器（レンタル）、電算システム（レンタル）、自動車（レンタル）、イベント用品（レンタル）、動植物（レンタル）、その他（レンタル）	
医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉	
車両整備	自動車整備、機械整備	
その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務	
再生資源化	再生資源化	
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力（購入）

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を

む。)の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

(1) 申請を行う日（以下「審査基準日」という。）の直近2年間の各事業年度（個人にあつては、各事業年）における物件等の年平均の生産額又は販売額

(2) 審査基準日の直前の事業年度（個人にあつては、事業年）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本金額

(3) 審査基準日の前日における従業員数

(4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者にあつては、直前決算における機械設備等の額（機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額）

(5) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）

(6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 令和5年10月2日（月）から同月31日（火）までとする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和6・7年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集（定期申請）に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

(1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。）

(2) 納税証明書（審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。）

(3) 財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。）

(4) 確定申告書等の写し（審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。）

(5) 営業に許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し

(6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し

(7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状

(8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書（所管公共職業安定所の受付印が押されたもの）の写し

(10) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書

(11) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届（所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期

間に申請日が含まれたもの)の写し

(12)群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し(認証書の認証期間に審査基準日が含まれたもの)

(13)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し

(14)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション21認証・登録証の写し

(15)職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書

(16)従業員が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれたもの)の写し

(17)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で協力雇用主として申請日から過去2年間において3か月以上保護観察対象者等を雇用した場合は、前橋保護観察所長が発行する証明書

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1)電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2)7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3)電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間 資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。

(1)営業を廃止し、又は休止したとき。

(2)所在地又は住所を変更したとき。

(3)電話番号、FAX番号又はメールアドレスを変更したとき。

(4)商号又は名称を変更したとき。

(5)代表者の変更があったとき。

(6)代理人の変更があったとき。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、法人番号、代表者氏名、郵便番号、所在地及び電話番号)、格付等級、資格区分及び営業品目)について公開する。
 - (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年8月29日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
野辺	理 事	新 任	松澤恒雄	館林市野辺町577番地
	同	同	車崎実	同 同 635番地
	同	同	渡邊定男	同 同 694番地
	同	同	津久井正己	同 同 737番地
	同	同	津久井啓子	同 同 737番地
	同	同	恩田登	同 同 763番地

	同	同	坂本勝義	同	同	850番地12
	同	同	恩田信一	同	同	995番地
	同	同	恩田昭一	同	同	1000番地
	同	同	須永正登	同	上三林町	1460番地
	監事	同	峯岸一弘	同	野辺町	641番地
	同	同	松澤良治	同	同	814番地4
	同	同	小澤溢平	邑楽郡邑楽町大字篠塚4228番地		

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画墓園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年8月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画墓園 1号八王子山公園
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年8月7日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市行政事業部花と緑の課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第144号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された令和4年7月10日執行の参議院群馬県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書について、候補者中曾根弘文の出納責任者唐澤透及び候補者新倉哲郎の出納責任者金木伸一から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨（令和4年群馬県選挙管理委員会告示第75号）の一部を次のとおり訂正する。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
候補者中曾根弘文の第1・2・3・4・5回報告分の支出 支出 (略) 通信費 <u>1,837,338 円</u> (略)	候補者中曾根弘文の第1・2・3・4・5回報告分の支出 支出 (同左) 通信費 <u>2,771,238 円</u> (同左)

今回計	30,451,310 円	今回計	31,385,210 円
総計	30,451,310 円	総計	31,385,210 円
候補者新倉哲郎の第1回報告分の収入		候補者新倉哲郎の第1回報告分の収入	
収入		収入	
(略)		(同左)	
参政党	1,029,780 円	参政党	3,000,000 円
(略)		(同左)	
市川千亜紀 会社員	32,000 円	市川千亜紀 会社員	32,000 円
参政党群馬支部	3,000,000 円	(同左)	
(略)		(同左)	
その他の寄附 3件	48,000 円	その他の寄附 3件	48,000 円
その他の収入	300,000 円		
今回計	4,849,780 円	今回計	3,520,000 円
総計	4,849,780 円	総計	3,520,000 円
候補者新倉哲郎の第1回報告分の支出		候補者新倉哲郎の第1回報告分の支出	
支出		支出	
(略)		(同左)	
家屋費	10,000 円	家屋費	184,343 円
選挙事務所費	10,000 円	選挙事務所費	10,000 円
(略)		集会会場費	174,343 円
(略)		(同左)	
今回計	2,544,782 円	今回計	2,719,125 円
総計	2,544,782 円	総計	2,719,125 円

◎群馬県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類(第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党群馬県第3区総支部	長谷川嘉一	木村和子	太田市由良町300-1
	衆議院議員	○	令和5年7月12日

◎群馬県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党甘楽郡支部	代表者の氏名	牛木義	織田沢俊幸	令和5年 7月6日
自由民主党群馬県遺族の会支部	主たる事務所の所在地	沼田市柳町2289-3	藤岡市保美178	令和5年 6月22日
	代表者の氏名	青木忠昭	清水基衛	令和5年 6月22日
自由民主党群馬県行政書士支部	会計責任者の氏名	山田英史	古田島俊憲	令和5年 6月12日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
青佐たかし後援会	会計責任者の氏名	青佐貴志	相川建次	令和5年 7月31日
荒木征二後援会	会計責任者の氏名	佐野桂子	池田桂子	令和5年 7月1日
群馬県興農政治連盟	代表者の氏名	林康夫	唐澤透	令和5年 6月28日
	会計責任者の氏名	大橋広典	高橋克弥	令和5年 6月28日
白石たかお後援会	会計責任者の氏名	白石薫子	白石邦夫	令和5年 7月10日
高崎市歯科医師連盟	代表者の氏名	谷内英明	井田順子	令和5年 6月28日
	会計責任者の氏名	岡田崇之	紋谷光徳	令和5年 6月28日
日本遺族政治連盟群馬県本部	主たる事務所の所在地	沼田市柳町2289-3	藤岡市保美178	令和5年 6月22日
	代表者の氏名	青木忠昭	清水基衛	令和5年 6月22日
日本行政書士政治連盟群馬県支部	会計責任者の氏名	山田英史	古田島俊憲	令和5年 6月12日
前橋市歯科医師政治連盟	会計責任者の氏名	片平太一郎	小林修	令和5年

	氏名		6月28日
--	----	--	-------

◎群馬県選挙管理委員会告示第147号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青佐たかし後援会	青佐貴志	令和5年7月31日
小林光一後援会	小林光一	令和5年7月3日
清水明夫後援会	萩原明寛	令和5年6月13日
青雲塾後援会	佐藤仁	令和5年7月21日

◎群馬県選挙管理委員会告示第148号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等について、岳遊会の代表者宮崎岳志から訂正の届出があったので、資金管理団体の名称等（令和5年群馬県選挙管理委員会告示第84号）の一部を次のとおり訂正する。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の下線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の下線を付した部分のように改める。

訂正後	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
	宮崎岳志	群馬県議会議員、衆議院議員	岳遊会	前橋市朝日町4-18-21	令和4年6月5日
訂正前	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
	宮崎岳志	群馬県議会議員	岳遊会	前橋市朝日町4-18-21	令和4年12月5日

◎群馬県選挙管理委員会告示第149号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
宮崎岳志	岳遊会	公職の種類	群馬県議会議員	群馬県議会議員、衆議院議員	令和4年12月5日

◎群馬県選挙管理委員会告示第150号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年8月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青佐貴志	青佐たかし後援会	令和5年7月31日
小林光一	小林光一後援会	令和5年7月3日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和5年8月29日

群馬県知事 山本一太

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
A重油JIS1種1号	836,000 リットル	群馬県立心臓血管センター 前橋市亀泉町甲3番地12 群馬県立がんセンター 太田市高林西町617番地1 群馬県立精神医療センター 伊勢崎市国定町二丁目2374 群馬県立小児医療センター 渋川市北橘町下箱田779

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 契約期間 令和5年10月1日(日)から令和6年3月31日(日)まで
- (5) 入札方法 上記(1)の件名における1リットル当たりの単価(小数第2位まで記載すること。)に対し入札に付する。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和5年9月5日(火)までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年9月20日(水)午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県病院局経営戦略課へその旨を連絡すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。)第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、群馬県病院局が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県病院局経営戦略課財務係 担当：重田 電話027-226-2713(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)からのダウンロードによる。

なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 令和5年8月29日(火)から同年9月8日(金)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県病院局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和5年9月15日(金)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和5年9月8日(金)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「A重油一般競争入札の審査資格書類在中」と朱書きすること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年9月27日（水）午前10時 群馬県庁14階141会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月26日（火）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県病院局経営戦略課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「A重油一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時時点で、規程第123条の規定に該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture.

(2) Nature and quantity of the services to be required: Low Sulfur A Fuel Oil (JIS Class 1 No.1): 836,000L

(3) Bidding deadline: September 27, 2023 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by September 26, 2023 at 4:00 p.m.)

(4) For further details, please contact: Strategy and Management Division, Gunma Prefectural Bureau of Hospitals, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2713 (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年8月29日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る借入件名及び数量 群馬県立学校用パーソナルコンピュータ710台及び関係機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1
- 5 落札金額 105,732,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年7月4日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
